

2024年3月11日

協力会社の皆様へ

株式会社奥村組

労働安全衛生規則等の改正  
(化学物質等の危険性又は有害性等関係) について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、表記の件につきましては、2023年3月13日付けお知らせの通り、2024年4月1日から新たな規制が施行されます。

今回の改正は別添1のとおり多岐にわたりますが、建設業で対応が必要な事項を別表1のとおり取りまとめましたので、適切に対応いただくようお願いいたします。

特に以下の事項については、留意いただくよう併せてお願いいたします。

- (1) 今後、管理対象物質が大幅に増加することが予想されます。管理が必要な物質には容器や袋に、有害性等を表記したラベルが表示され、有害性の内容を示すピクトグラム(別表2)が記されていますので、新規に現場に持ち込まれた際に、その有無を確認し、SDSの備え付け、リスクアセスメントの実施及び必要な対策を講じてください。
- (2) 今回の改正では、SDSの電子データでの通知が可能となりましたが、「現行の運用(各協力会社からSDSを受領)」及び「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」に基づき、一人親方を含めた下位業者の作業員へ周知する必要がありますので、文書での備え付け(紙ベースでSDS等をファイリングし、別表3様式を活用して管理)を継続してください。
- (3) 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止として、健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取扱う業務に従事する労働者には、保護メガネ・不浸透性の保護衣・保護手袋又は履物等の適切な保護具を使用が必要となります。
- (4) 建設業労働災害防止協会で作成する「化学物質リスク管理マニュアル」は、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和5年4月27日技術上の指針公示第24号)に明記されているマニュアルに該当します。このマニュアルを使用することで、リスクアセスメント及び適正な保護具を選定、使用して作業を実施することができます。

【添付資料】

[別添1 厚生労働省パンフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」](#)

[別添2 厚生労働省告示第177号「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」](#)

[別添3 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル\(第一版\)](#)

以上